

令和6年度

第3回

大田原市立中学校部活動
地域クラブ活動推進協議会

会議資料

令和7年2月3日（月）
大田原市教育委員会事務局

(1)
部活動地域移行の現状
について

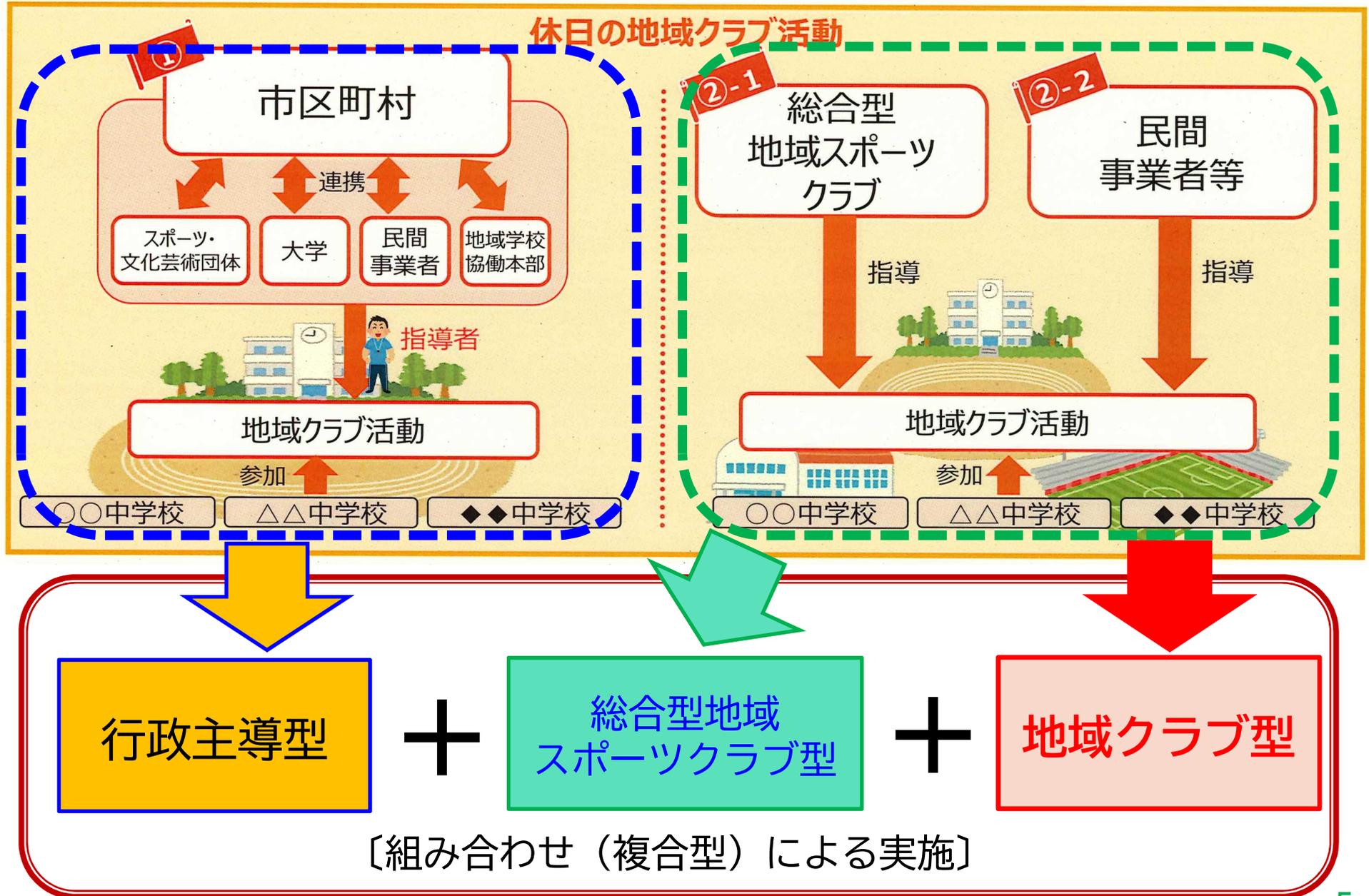
(1) 部活動地域移行の現状について

【これまでの経過】

	市教育委員会	県教育委員会	国（スポーツ庁・文化庁）
平成30年		[9月]・栃木県運動部活動の在り方に関する方針	[3月]・運動部活動のあり方に関する総合的なガイドライン [12月]・文化活動に関する総合的なガイドライン
平成31年	[3月]・大田原市立学校に係る部活動の方針	[3月]・栃木県文化部活動の在り方に関する方針	
令和2年			[9月]・学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について
令和3年	[3月]・大田原市立学校に係る部活動の方針(第2版)		
令和4年			[12月]・学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン
令和5年	[8月]・大田原市立中学校部活動地域クラブ活動推進協議会設置 [10月]・令和5年度第1回大田原市立中学校部活動地域クラブ活動推進協議会	[3月]・とちぎ部活動移行プラン	
令和6年 1月	・令和5年度第2回大田原市立中学校部活動地域クラブ活動推進協議会		
3月		・栃木県学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針	
4月	・拠点校部活動の開始		
5月	・令和6年度第1回大田原市立中学校部活動地域クラブ活動推進協議会		
6月	・部活動指導員配置事業の開始		
8月	・地域クラブ活動団体への移行(2校・3部活)		・地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議設置 ・第1回地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議
10月	・地域移行実証事業の開始(2校・2部活) ・令和6年度第2回大田原市立中学校部活動地域クラブ活動推進協議会		
12月	・大田原市地域クラブ活動指導者人材バンク設置 ・大田原市運動部活動地域移行実証事業説明会		・第2回地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議
令和7年 2月	・令和6年度第3回大田原市立中学校部活動地域クラブ活動推進協議会		

(1) 部活動地域移行の現状について

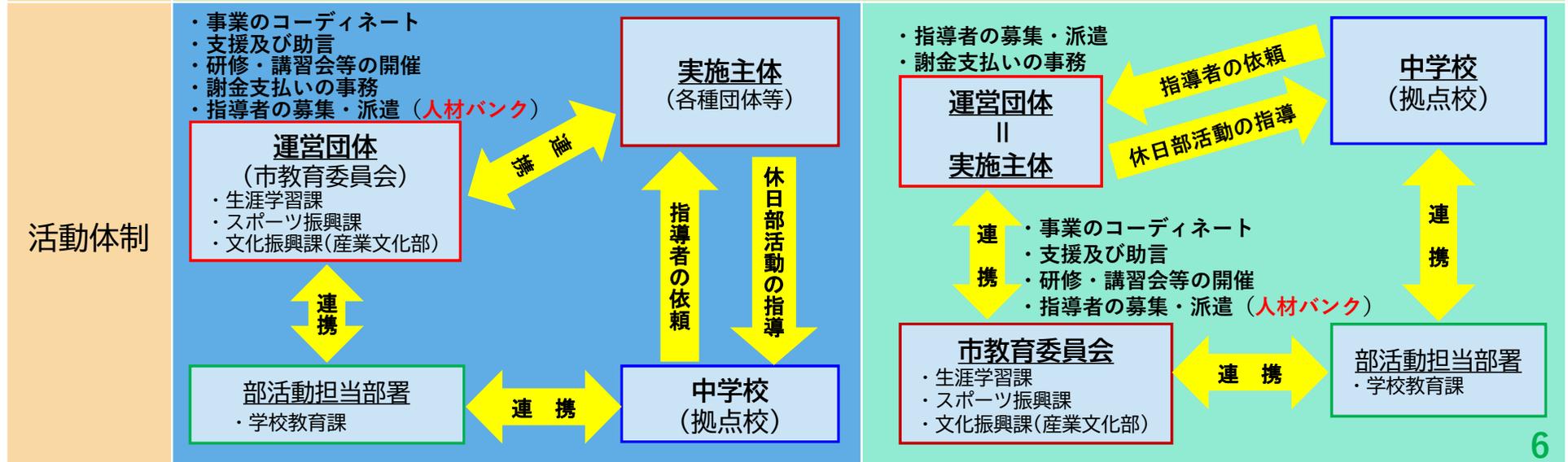
【地域移行における運営団体等①】



(1) 部活動地域移行の現状について

【地域移行における運営団体等②】

	行政主導型	総合型地域スポーツクラブ型	地域クラブ型
運営団体	市教育委員会		
実施主体	市スポーツ協会、市スポーツ少年団、NPO法人、競技団体（連盟等）、文化芸術団体、地域学校協働本部、保護者会 等	総合型地域スポーツクラブ	競技団体（連盟等）、文化芸術団体、保護者会 等
指導者	各種団体に所属する地域の指導者（一部教員の兼職兼業）	スポーツクラブに所属する地域の指導者（一部教員の兼職兼業）	地域クラブに所属する地域の指導者（一部教員の兼職兼業）
参加者	地域の生徒（※他の世代が一緒に参画する場合を含む）		
場所	学校施設、社会教育施設、公共のスポーツ・文化施設、地域団体等が有する施設 等		
費用	会費、用具、交通費等の実費		
補償	スポーツ安全保険 等		



(1) 部活動地域移行の現状について

【地域クラブ活動団体への移行状況】

[令和7年2月1日 現在]

各中学校における部活動の地域移行の状況

学校名	種 目	部活動指導 員の配置 (検討中含む)	運営団体 〔実施主体〕	地域移行の型	移行時期 (予定)
大田原中学校	剣 道	—	(調整中)	行政主導型	令和7年度中
若草中学校	バスケットボール(女)	○	大田原ジョイフルスポーツクラブ	総合型地域 スポーツクラブ型	令和7年度中
	剣 道	—	(調整中)	行政主導型	令和7年度中
親園中学校	剣 道	○	(仮)大田原剣道クラブ	行政主導型	令和7年度中
金田北中学校	バレーボール(女)	○	(未定)	(未定)	(未定)
	剣 道	○	(仮)大田原剣道クラブ	行政主導型	令和7年度中
	ソフトボール(女)	—	REDガールズSBC	地域クラブ型	令和7年4月
金田南中学校	サッカー	—	FC黒羽	地域クラブ型	令和6年8月
	バレーボール(女)	○	(未定)	(未定)	(未定)
	ソフトボール(女)	—	黒羽ソフトボールクラブ	地域クラブ型	令和6年8月
	剣 道	—	(調整中)	行政主導型	令和7年度中
野崎中学校	剣 道	○	(仮)大田原剣道クラブ	行政主導型	令和7年度中
湯津上中学校	柔 道	—	(調整中)	(未定)	令和7年度中
黒羽中学校	ソフトボール(女)	—	黒羽ソフトボールクラブ	地域クラブ型	令和6年8月 ⁷

(1) 部活動地域移行の現状について

【部活動指導員配置事業実施状況】

〔令和7年2月1日 現在〕

部活動指導員の配置			
学校名	種 目	配置数	状況（配置時期）
大田原中学校	—	—	
若草中学校	バスケットボール（女）	1名	令和6年6月
親園中学校	剣道	1名	令和6年7月
金田北中学校	剣道	1名	令和6年6月
	バレーボール（女）	1名	令和6年10月
金田南中学校	バレーボール（女）	1名	令和6年6月
野崎中学校	剣道	1名	令和6年7月
湯津上中学校	—	—	
黒羽中学校	—	—	
【5校・3種目・6名】			

【令和7年度 拠点校部活動実施予定一覧】

種 目	拠点校	在籍校
バスケットボール（女）	若草中学校	金田北中学校・黒羽中学校
バレーボール（女）	大田原中学校	野崎中学校
ソフトテニス（男・女）	若草中学校・黒羽中学校	金田南中学校
相撲（男・女）	若草中学校	相撲部がない中学校
ソフトボール（女）	親園中学校	若草中学校・野崎中学校・黒羽中学校
柔道（男・女）	大田原中学校	若草中学校
	黒羽中学校	金田北中学校

【令和7年2月1日現在】

令和6年度実施状況		
種 目	バスケットボール（女）	
拠 点 校	若草中学校	
在 籍 校	黒羽中学校	金田北中学校
学 年	2年生	1年生
開始時期	令和6年5月	令和6年9月
移動手段	家族の送迎	家族の送迎 ⁸

(1) 部活動地域移行の現状について

「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」中間とりまとめ 概要①

※下記の内容は、公立中学校等の生徒を主な対象としたもの

1. 改革の理念及び基本的な考え方等

(1) 改革の理念

- 急激な少子化が進む中でも、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実するのが改革の主目的。
(地理的要因や障害の有無等に関わらず、生徒が希望する活動を主体的に選択できる環境の整備を図ることが重要)
※改革を実現するための手法を考える際には、学校における働き方改革の推進を図ることや良質な指導等を実現することについても考慮。
- 学校単位で部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を、地域全体で関係者が連携して支え、生徒の豊かで幅広い活動機会を保障。
- 生涯にわたってスポーツや文化芸術と豊かに関わる力を身につけることを含めた、スポーツ・文化芸術の役割や意義も尊重する必要。
- スポーツ基本法、文化芸術基本法で、地方公共団体による「地方スポーツ推進計画」、「地方文化芸術推進基本計画」の策定が努力義務とされていることも踏まえ、各地域においてスポーツ・文化芸術施策を総合的に推進する中で、部活動改革も計画的に進められることを期待。

(2) 地域クラブ活動の在り方

- 地域クラブ活動においては、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、新たな価値を創出することが重要。
＜新たな価値の例＞
生徒のニーズに応じた多種多様な体験（1つの競技種目等に専念しないマルチスポーツや、スポーツと文化芸術の融合、レクリエーション的な活動等を含む）、生徒の個性・得意分野等の尊重、学校等の垣根を越えた仲間とのつながり創出、地域の様々な人や幅広い世代との豊かな交流、適切な指導者による良質な指導、学校段階にとられない継続的な活動（引退のない継続的な活動）及び地域クラブの指導者による一貫的な指導
- 地域クラブ活動の具体的な実施形態や活動内容等は多様な形があり得る。地域の実情等にあった望ましい在り方を見出していくことが重要。
- 民間のクラブチーム等との区別や質の担保等の観点から、地域クラブ活動の定義・要件や認定主体、認定方法等を国として示す必要。

(3) 地域全体で連携して行う取組の名称（「地域移行」の名称変更等）

- 上記の理念や地域クラブ活動の在り方等をより的確に表すため、「地域移行」という名称は、「地域展開」に変更。
【コンセプト】①学校内で運営されてきた活動を広く地域に開き、地域全体で支えていく。+ ②新たな価値を創出し、より豊かで幅広い活動を可能とする。
※学校部活動から地域クラブ活動に転換した場合であっても、地域クラブ活動の実施に当たって、学校施設の活用等、学校との連携は図る必要。

(4) 改革を進めるに当たっての基本的な考え方

- 上記の理念等を幅広い関係者で共有しながら地域展開等に取り組むこと。 ● 具体的手法は地域の実情等に応じた多様な選択肢を認めること。
- 活動の場を増やすだけでなく、活動内容の質的向上も図ること。 ● 対面とデジタルを最適に組み合わせるなど新たな手段も最大限活用すること。
- 受益者負担と公的負担とのバランス等の費用負担の在り方を検討し、国・都道府県・市区町村が支え合いながら適切な支援を行うこと。

(1) 部活動地域移行の現状について

「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」中間とりまとめ 概要②

2. 改革推進期間の成果と課題

- 令和5年度から「改革推進期間」がスタートし、国の実証事業等を通じて、地方公共団体による取組が着実に進捗。既に休日の地域展開を進めている地方公共団体等も存在しており、今後も更に改革が進捗していく見込み。
- 地方公共団体の創意工夫により、地域の実情に応じた運営形態のモデルや指導者確保等の課題の解決に向けた方策等も見出されている。
- 他方、改革途上にある地方公共団体等も多い。これまでの改革の歩みを止めず、より一層の改革を進めていくことが必要。そのためにも、国において実証事業等の成果と課題の整理・分析を行い、課題の解決方策等も明らかにし、広く普及していくことが重要。

3. 今後の改革の方向性

- 地方公共団体が幅広い関係者の理解と協力の下、平日・休日を通じた活動を包括的に企画・調整し、多様な選択肢の中から地域の実情等にあった望ましい在り方を見出し、改革の方針を決定することが重要（生徒・保護者等への丁寧な説明も必要）。
※休日の地域展開とともに、平日の地域展開もあわせて、できるところから取り組むことなどもあり得る。

改革の進め方	<ul style="list-style-type: none">・休日については、次期改革期間内に、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す。 ※地域の実情等を踏まえつつ、できる限り前倒しでの実現を目指すことが望ましい。 ※中山間地域や離島など特殊な事情により地域展開に困難が伴う場合等には、国としても、きめ細かなサポートを通じて地域展開を後押し。それでも地域展開が困難な場合には、当面、部活動指導員の配置等を適切に実施。・平日については、各種課題を解決しつつ更なる改革を推進。まずは、国において、地方公共団体が実現可能な活動の在り方や課題への対応策の検証等を行うとともに、地方公共団体において地域の実情等に応じた取組を進める。
次期改革期間	「改革実行期間」（前期：令和8～10年度 ⇒ 中間評価 ⇒ 後期：令和11～13年度） ※現時点で着手していない地方公共団体においても、前期の間に休日の地域展開等に着手。 ※平日の改革については、前期において活動の在り方や課題への対応策等の検証を行った上で、中間評価の段階で改めて取組方針を定め、更なる改革を推進。
費用負担の在り方等	<ul style="list-style-type: none">・地方公共団体において、地域の実情等に応じて安定的・継続的に取組が進められるよう、受益者負担と公的負担とのバランス等の費用負担の在り方等を検討する必要。・公的負担については国・都道府県・市区町村で支え合うことが重要。・企業版ふるさと納税やガバメントクラウドファンディングをはじめとした寄附等の活用等、新たな財源の確保も有効に組み合わせていくことが重要。・家庭の経済格差が生徒の体験格差につながることをないよう、経済的に困窮する世帯の生徒への支援については確実に措置を行う必要。

※改革を円滑に進めるためには、地方公共団体とともに、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、体育・スポーツ協会、競技団体、文化芸術団体、社会教育施設、民間事業者、大学、地域の中学校体育連盟、スポーツ推進委員等と適切に役割分担を行い、幅広い関係者が連携・協働しながら一体となって取組を進める必要。

(1) 部活動地域移行の現状について

「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」中間とりまとめ 概要③

4. 地方公共団体における推進体制の整備

- 地方公共団体において、専門部署の設置や総括コーディネーターの配置等、適切な推進体制を整備することが重要。
- 都道府県が広域自治体としてリーダーシップを発揮し、市区町村に対して必要な支援をきめ細かく行うことも重要。
- 一つの市区町村における対応が困難な場合には、複数の市区町村による広域連携の取組を進めることも重要。

5. 学習指導要領における取扱い

- 地域クラブ活動は、学校外の活動ではあるものの、教育的意義を有する活動であり、継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保障するもの。そのため、地域クラブと学校との連携が大切。
- 現時点における地域展開等の進捗状況・見通しを踏まえると、今後、休日を中心に、地域クラブ活動が広く普及・定着していることが見込まれる一方で、当面は、平日を中心に学校部活動が存続する学校も一定程度あることが想定。
- 今後、こうした地域クラブ活動の意義や地域展開の進捗等の実態を踏まえつつ、学習指導要領の次期改訂時にあわせて、学校部活動と地域クラブ活動に関する記載の在り方を検討（具体的な内容については、最終とりまとめまでに更に検討を深める）。

【各論（個別課題への対応等）】 ※実証事業における取組・成果の分析等も踏まえ、最終とりまとめまでに更に検討を深める。

1. 地域クラブ活動を担う運営団体・実施主体の体制整備（組織体制・財務基盤の整備、ICT活用による事務処理の効率化等）
2. 指導者の質の保障・量の確保（多様な人材の発掘・マッチング・配置、大学生の活用、指導を望む教師の兼職兼業の推進、ICTの効果的活用、指導者資格の在り方検討、研修の充実、平日と休日の一貫指導（地域クラブと学校の連携強化等）等）
3. 活動場所の確保（学校施設の優先利用・使用料の減免等のルール作り、スマートロック等による鍵の受け渡しの負担軽減、指定管理者制度の活用促進等）
4. 活動場所への移動手手段の確保（スクールバスの有効活用、地域公共交通との連携等）
5. 大会やコンクールの運営の在り方（地域クラブの参加促進、運営体制の整備・運営方法等（教師の引率等の負担軽減等を含む））
6. 生徒・保護者等の関係者の理解促進（効果的な周知・広報等）
7. 生徒の安全確保のための体制整備（事故等の防止、暴力・暴言等の不適切行為の防止、事故等や不適切行為が発生した場合の責任の所在の明確化、生徒及び指導者の保険への加入、地域の専門家のネットワーク化、トレーナーの効果的な活用・資格の在り方検討等）
8. 障害のある生徒の活動機会の確保（体制整備等において考慮すべき特有の事情、障害者対応指導ツールの活用や研修等を通じた指導者の資質・の応力の向上等）

(2)

地域スポーツクラブ活動体制整備事業
(地域スポーツクラブ活動への移行に
向けた実証事業) の実施状況について

実証事業の実施状況 ①

事業概要	<p>1 指導者の質の保障・量の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市教委が人材バンクを設置し、指導者となる人材を確保する。 ・ 市内の地域クラブや市スポーツ協会などと連携し、指導者の発掘や確保につなげる。 ・ 指導者を対象とした研修会等を開催し、適正な指導体制を構築する。 <p>2 関係団体・分野との連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市内の総合型地域スポーツクラブ等と連携し、学校部活動の平日及び休日活動のうち月2回程度を地域の指導者が指導する。 	
事業期間	令和6年10月～令和7年1月（4か月間）	
実施校	若草中学校	金田北中学校
実施種目	女子バスケットボール	女子バレーボール
指導者	大田原ジョイフルスポーツクラブに所属する地域の指導者	
	2名	1名 ⇒ 2名
事業内容	<p>◎ 小学生や大人と合同で活動できる機会の提供 ⇒ 別途記載</p> <p>◎ 地域クラブ活動に参加した生徒への活動に関するアンケート調査 ⇒ 県実施</p> <p>◎ 地域クラブ活動が公共施設を利用する際の使用料等の検討 ⇒ 未実施</p> <p>◎ 地域クラブ活動が学校施設を利用する際の施設管理におけるルール等の検討 ⇒ 学校と連携</p> <p>◎ 行政部局、学校、競技団体、地域スポーツ団体等への情報提供や、関係者が課題共有や学び合いができる研修会等の開催 ⇒ スポーツ振興課実施予定（R7.3）</p>	
事業経費	<p>○ 指導者⇒指導者研修会講師謝金</p> <p>○ 消耗品費（バスケットボール、バレーボール、事務用品等）</p> <p>○ 通信運搬費</p> <p>○ 指導者・生徒保険料 ⇒ 市費対応</p> <p>○ 練習会場等借上料</p>	
執行状況	<p>予算(補正)計上額：431,000円（内、県からの委託料分：380,700円）</p> <p>予算執行見込額：391,000円（内、県からの委託料分：365,400円）【執行率：95.98%】</p>	

実証事業の実施状況 ②

実施校

若草中学校（女子バスケットボール）

実施内容

- 技術指導コーチング、トレーニング指導
- 練習の具体的な内容検討及び実施
- 合同練習会（練習試合）の計画及び実施
- 学校教員（顧問等）との連携調整
- 練習や試合時における安全管理
- 全体的なスケジュール計画及び管理
- 異世代間交流事業の計画及び実施
- 業務月報の作成

【合同練習会・12/27(金)】〔会場〕大田原女子高等学校体育館〔参加者〕小学生・中学生・高校生（計35名）



実施状況（活動の様子）

【スポーツ教室・1/25(土)】〔会場〕大田原女子高等学校体育館〔参加者〕小学生・中学生・高校生（計35名）



実証事業の実施状況 ③

実施校

金田北中学校（女子バレーボール）

実施内容

- 技術指導コーチング、トレーニング指導
- 練習の具体的な内容検討及び実施
- 合同練習会（練習試合）の計画及び実施
- 学校教員（顧問等）との連携調整
- 練習や試合時における安全管理
- 全体的なスケジュール計画及び管理
- 異世代間交流事業の計画及び実施
- 業務月報の作成

【合同練習会・11/16(土)】〔会場〕金田北中学校体育館 〔参加者〕小学生・中学生（計25名）



実施状況（活動の様子）

【合同練習会(夜間)・1/23(木)】〔会場〕金田北中学校体育館 〔参加者〕中学生・ママさんバレーボールチーム（計30名）



令和7年度における実証事業の実施（予定）

事業目的	○休日（土・日・祝日）の中学校部活動の地域移行に関する体制整備や事例収集等のため国の実証事業として行う。（国から県へ、県から市へ、市から地域クラブへの委託事業） ○運営主体（責を負う団体）については「総合型地域スポーツクラブ」や「地域のクラブチーム」などのほか「行政（教育委員会）」も想定される。
事業対象	○市内の中学校において「部活動」として存続している部の「休日」のスポーツ活動について、学校以外の団体が行った場合に対象となる。
事業期間	○令和7年4月～令和8年1月（最大10か月間）
事業上の分類	【市区町村運営型】 ⇒ 行政（教育委員会）が運営主体となる場合 【地域スポーツ団体等運営型】 ⇒ 総合型地域スポーツクラブや地域のクラブチームなどが運営主体となる場合
実施校	大田原中学校・若草中学校・親園中学校・金田北中学校・金田南中学校・野崎中学校 ※ 複数校で実施する場合あり
実施種目	【市区町村運営型】 バスケットボール・ソフトボール・剣道 【地域スポーツ団体等運営型】 サッカー・ソフトボール
指導者	総合型地域スポーツクラブや地域のクラブチームなどに在籍する指導者
対象経費	【市区町村運営型】 報償費・交通費・旅費・保険料・消耗品費 ※ 報償費・交通費は、実施期間中「36回」までとする。 ※ 消耗品費の上限は1万円とする。 【地域スポーツ団体等運営型】 保険料・消耗品費・借上料 ※ 1団体当たり15万円を上限とする。

(3)

大田原市地域クラブ活動
指導者人材バンクの設置
について

(3) 大田原市地域クラブ活動指導者人材バンクの設置について

大田原市地域クラブ活動指導者人材バンク

市内中学校の休日における学校部活動の地域への移行を推進するにあたり、地域におけるクラブ活動の指導にご協力いただける指導者を募集し、必要とする地域クラブ活動および学校などの求めに応じてその情報を提供することを目的とした「大田原市地域クラブ活動指導者人材バンク」を設置しました。

【人材登録から任用までの流れ】

① 人材バンクへの登録	地域クラブ活動などの指導者として活動を希望される場合、登録申請を行っていただくことで「大田原市地域クラブ活動指導者人材バンク」に登録されます。登録情報（性別、指導種目、資格など）を市HPで公開します。 ※収集した個人情報は、大田原市個人情報保護条例に基づいて、適正に管理します。
	
② 登録情報を照会	指導者の配置を希望する地域クラブ活動および学校などが、市HPで登録者情報を確認し、市教育委員会に希望する指導者の情報を照会します。
	
③ 登録情報を回答	市教育委員会は、照会のあった指導者で、同意を得られた指導者の氏名や連絡先などの情報を回答します。
	
④ 打ち合わせ	地域クラブ活動および学校などは、情報提供された指導者に連絡し、活動の日程や指導内容、謝金などの打ち合わせを行います。
	
⑤ 正式任用	条件などが合致した場合、地域クラブ活動および学校などは正式な任用に向けた手続きを行います。 ※登録者全員が採用されるわけではありません。

(3) 大田原市地域クラブ活動指導者人材バンクの設置について

【申請手続等について】

<p>登録申請の方法</p>	<p>【大田原市電子申請システム】 《二次元コード》 </p> <p>二次元コードを読み込み、必要事項を入力して申請</p> <p>【書類申請】 市HPから必要書類をダウンロードし、必要事項を記入の上、生涯学習課窓口へ持参または郵送（簡易書留）で提出</p>
<p>公開する情報</p>	<p>登録した指導者情報のうち、以下の情報は市HP上で公開します。収集した個人情報は、大田原市個人情報保護条例に基づいて、適正に管理します。</p> <p>〈所属先〉 〈性別〉 〈指導分野（スポーツ分野または文化芸術分野）〉 〈指導種目・活動内容（複数可）〉 〈指導者資格〉 〈指導可能地域（市内全域・大田原地区・湯津上地区・黒羽地区）〉 〈指導対象者（小学生・中学生・どちらでも）〉 〈適切な指導に取り組むことの誓約〉</p>
<p>指導者の資格要件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➢ スポーツや文化芸術活動などにおける指導経験や資格を有するなど、専門的な知識・技能のある方 ➢ 過去の指導において、体罰、パワーハラスメントなど、不適格な指導がない方
<p>登録指導者の情報提供</p>	<p>人材バンクに登録された指導者情報は、指導者から登録申請書が提出され次第順次更新して市HPで公開します。（分野ごとに登録者が確認ができます。） 登録された指導者情報は別表に掲載予定です。（掲載は2月中を予定） ・別表1「スポーツ分野」一覧表 ・別表2「文化芸術分野」一覧表</p>
<p>指導者情報の照会</p>	<p>地域クラブ活動および学校などが、登録された指導者の情報提供を求めるときは、所定の様式を市教育委員会に提出いただきます。</p>
<p>登録更新の申請</p>	<p>登録指導者の登録期間は、年度ごととなります。登録指導者の登録期間が満了し、期間を更新するときには、更新登録申請書を生涯学習課へ提出することになります。</p>

(4)

教職員が地域クラブ活動
に従事する場合の
兼職兼業について

(4) 教職員が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について

【教職員の兼職兼業許可申請について】

小・中学校の教職員は、部活動の地域移行の受け皿となる地域クラブ活動団体等から報酬を得て地域クラブの指導者となる場合には、市教育委員会に「兼職兼業」を申請し、市教育委員会の「許可」を受けて活動する必要があるため、那須地区3市町の教職員の兼職兼業の基準等について、那須教育事務所及び那須地区3市町において協議し、決定しました。

決定した基準等については「教職員の兼職兼業許可申請について」として、市内小中学校長あてに発出します。なお、文書への掲載内容は次のとおりです。

申請の手順	公立学校教職員が兼職兼業の許可を受けるためには、市教育委員会の関係規則に従い、申請が必要です。
許可の基準	<p>那須地区市町教育委員会においては、教職員が兼職兼業を希望する際の許可基準を以下の通り申し合わせています。</p> <p>【那須地区小中学校等の教職員の兼職兼業に関する申合せ事項】</p> <p>教職員が地域クラブ活動との兼職兼業を希望する場合は、当該市町教育委員会はその可否について、市町教育委員会が定める教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則・管理規則に従い審議する。</p> <p>具体的な基準は以下のとおり。</p> <p>「学校の運営に支障がないようにすること」「信用失墜行為がないようにすること」を前提とし、時間外在校等時間と地域クラブ活動に従事する時間の合計時間が、</p> <ol style="list-style-type: none">① 1ヶ月45時間以内であること。② 年間360時間以内であること。 <p>また、児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加に伴い、一時的又は突発的に勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合は、</p> <ol style="list-style-type: none">③ 1ヶ月100時間未満であること。④ 年間720時間以内であること。⑤ 1ヶ月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1ヶ月、2ヶ月、3ヶ月、4ヶ月又は5ヶ月の期間を加えたそれぞれの期間において、1ヶ月当たりの平均時間が80時間以内であること。⑥ 45時間を超える月数が6ヶ月以内であること。

(4) 教職員が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について

【教職員の兼職兼業許可申請について】 (続き)

<p>許可の基準 (続き)</p>	<p>加えて、1ヶ月当たりの休日の兼職兼業による地域クラブ活動時間の目安は、「とちぎ部活動移行プラン」(令和5年3月)に従い、16時間以内(活動回数4回/月 活動時間3時間+準備等1時間)とする。</p>
<p>労働時間の報告</p>	<p>職員の心身の健康確保のために、校長は地域クラブ活動での指導時間を把握する必要があります。該当職員は、所定の様式により、校長に地域クラブ活動での指導時間を毎月報告することになります。時間外在校等時間と地域クラブ活動での指導時間の合計が、月80時間を超えないよう心掛けてください。なお、地域クラブ活動での指導時間は、学校教育活動ではありません。</p>
<p>地域クラブで活動するときの注意点</p>	<p>【指導中に急遽、教員としての業務が発生した場合】 地域クラブ活動で指導をする際は、教員ではなく地域クラブ活動等の指導者となります。教員としての指導と地域クラブ活動等の指導者としての指導は明確に区別され、指導の際は地域クラブ活動の指揮命令に従う必要がありますが、もし地域クラブ活動で指導中に急遽教員としての勤務が必要となった場合は、教員として勤務する必要がありますので、地域クラブ活動等と雇用契約を結ぶ際に、必ず事前に勤務形態等を整理しておいてください。</p> <p>【指導中に事故が発生した場合】 地域クラブ活動で指導中に事故が発生した場合は、学校ではなく地域クラブ活動等が責任を負うこととなります。また、勤務時間外でも信用失墜行為の禁止など地方公務員として遵守しなければならない事柄には、当然従う必要があります。なお、教員本人に事故があった場合は、地域クラブ活動は、スポーツ振興センターの災害給付や公務災害等の保障の対象とはなりませんので、地域団体等での一括した保険に加入するか、必要に応じて個人で保険に加入することを検討してください。</p> <p>【その他】 地域クラブ活動等から報酬等を支給された場合、必要に応じ「確定申告」の手続きを適切に行ってください。</p>
<p>その他</p>	<p>このほか文科省の手引きも参考にしてください。 <文部科学省(教師の兼職兼業)> URL:https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinji/mext_02032.html</p> 

(5)

部活動の地域連携・地域
移行の周知について

大田原市では中学校部活動の地域連携・地域展開を推進します

～子どもスポーツ・文化芸術活動の機会を守り、地域の子供は学校を含めた地域で育てる～

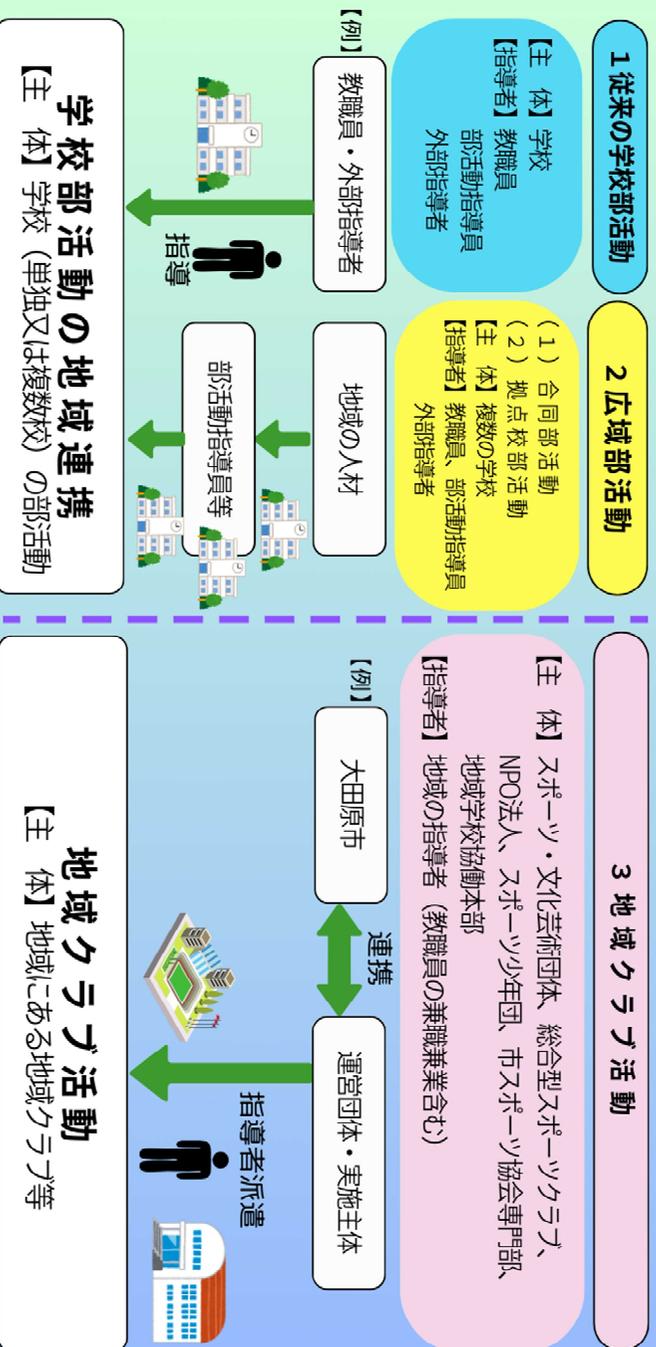
【背景】

- ・少子化が進んでおり、今後も生徒数の減少が想定され、それに伴って教職員の数も減っていきます。
- ⇒ 部活動の存続が困難となりチーム編成ができず合同チームを編成している部活動があります。
- ・部活動に対するニーズが多様化していますが、学校規模で設置している部活動数が異なり、生徒のスポーツ・文化芸術活動の体験格差が生じています。
- ・生徒たちのやりたい部活動がない学校があります。
- ・教員の負担軽減の必要性が生じています。

【目的】

急激な少子化が進む中でも、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、生徒のスポーツ・文化芸術活動が充実することを目指します。

大田原市の今後の部活動・地域クラブ活動の3つのスタイル



(案)

現時点における大田原市の地域展開の方向性

令和7年度中に市内全中学校において、各校一つ以上の部活動の休日の活動について地域展開を目指します。
その後は、学校の実情に応じて可能な部活動の休日の地域展開とともに、平日の地域展開もあわせてできることから取り組みます。

令和5～7年度

令和8～10年度(前期)

令和11～13年度(後期)

改革推進期間

改革実行期間

地域展開のメリットは？

- ・ 一斉に応じた専門的な指導が受けられる
- ・ 他校の生徒や色々な年代の人との関わるなど、多様な交流ができます
- ・ 複数の活動など多種目の活動が可能です

○地域展開における活動の例

Aさん	平日：バスケット部	休日：バスケットクラブ
Bさん	平日：サッカー部	休日：水泳クラブ
Cさん	平日：バレーボール部	休日：活動しない
Dさん	平日：活動しない	休日：サッカークラブ

Q&A



Q1：学校部活動はなくなってしまうのですか？

A1：なくなりません。地域移行の準備が整った部活動から移行しますが、できない場合にはこれまで同様の部活動となります。



Q2：部活動や地域クラブ活動に必ず参加しなくてははいけないのですか？

A2：必ずではありません。

Q3：地域クラブは中学校体育連盟の大会に出場できるのですか？

A3：原則として出場できます。(各専門部の規定によります)

Q4：部活動が地域に移行したら会費等の保護者の負担はありますか？

A4：地域移行後は学校の活動でなくなるため、指導者の謝金や会場使用料、保険料等の負担は保護者の負担となります。

お問い合わせ：部活動の受け皿となる地域クラブ活動の団体や指導者として御協力いただける場合には御連絡ください。



大田原市拠点校部活動



地域クラブ指導者
人材バンク

問い合わせ先：大田原市教育委員会

学校部活動関係：	学校教育課	0287-23-3125
地域クラブ活動・施設関係：	スポーツ振興課	0287-22-8017
文化芸術活動関係：	文化振興課	0287-23-3129
地域クラブ指導者人材バンク関係：	生涯学習課	0287-23-2100

(6)

大田原市学校部活動及び
新たな地域クラブ活動の
在り方等に関する方針の
策定について

(6) 大田原市学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針の策定について

表紙	目次
<p style="text-align: center;">大田原市学校部活動及び新たな地域クラブ活動の 在り方等に関する方針 (案)</p> <p style="text-align: right; margin-top: 200px;">令和7(2025)年 月 大田原市教育委員会</p>	<p>はじめに 2</p> <p>本方針策定の趣旨等 3</p> <p>I 学校部活動</p> <p>1 適切な運営のための体制整備 4</p> <p>2 学校部活動における安全管理の徹底 6</p> <p>3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進 7</p> <p>4 適切な休養日等の設定 8</p> <p>5 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備 9</p> <p>6 学校部活動の地域連携 10</p> <p>II 新たな地域クラブ活動</p> <p>1 新たな地域クラブ活動の在り方 11</p> <p>2 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進 12</p> <p>3 学校との連携等 18</p> <p>III 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備</p> <p>1 新たなスポーツ・文化芸術環境の整備方法 19</p> <p>2 休日の学校部活動の地域連携や 地域クラブ活動への移行の段階的推進 20</p> <p>3 大田原市における総合的・計画的な取組 21</p> <p>IV 大会等の在り方の見直し</p> <p>1 生徒の大会等の参加機会の確保 22</p> <p>2 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備 22</p> <p>3 生徒の安全確保 23</p> <p>4 大会等の在り方 24</p> <p>終わりに 25</p> <p>巻末資料 26</p>

(7)

地域クラブ活動を行う
団体等の運営資金等の
調達方法について

(7) 地域クラブ活動を行う団体等の運営資金等の調達方法について

先進地の事例Ⅰ

茨城県守谷市

<p>実施事業</p>	<p>『ガバメントクラウドファンディング』を活用した資金調達 ◎ガバメントクラウドファンディングとは・・・ 自治体を実施するクラウドファンディング。自治体抱える問題解決のために、ふるさと納税制度を活用して寄附を募る仕組み。 ※ ガバメントクラウドファンディング (GCF) は、株式会社トラストバンクの登録商標</p>
<p>担当部署</p>	<p>◎守谷市（財政課） ◎守谷市教育委員会（生涯学習課） ◎一般社団法人守谷市スポーツ協会</p>
<p>背景</p>	<p>○守谷市では、一般社団法人守谷市スポーツ協会が守谷市の地域スポーツクラブ活動の運営事務局を担当 ○地域スポーツクラブ活動の管理運営費を確保するため、ガバメントクラウドファンディングによる財源確保を実施 ○ふるさと納税に関するノウハウを持つ市財政部局の助言も受けながら企画立案</p>
<p>現状・課題</p>	<p>・現在は、段階的に休日の部活動の一部を守谷市スポーツ・文化クラブ（MSCC）へ移行し、クラブ指導者による指導・管理・運営を行いながら、移行に伴う課題等を検討するとともに、様々な活動体験会を積極的に開催し、将来の完全移行に向けて子どもたちが楽しめる地域クラブ活動の実証を進めている。 ・地域クラブ活動を行っていくためには、子どもたちのニーズに合わせた指導を行える指導者の確保及び指導者のスキルアップ・安全な指導を行うための教育、活動場所となる学校施設の管理・運営方法の確立、指導者の謝金・クラブ備品の購入費等の地域クラブを運営するための財源確保などが課題である。</p>
<p>事業内容</p>	<p>○寄付金は、守谷市教育文化振興基金へ積み立て、令和6年度以降の地域クラブ活動の運営費用に使用 【寄付額】 R5（約570万円）・R6（1,000万円超） 【主な使い道】 ・学校部活動にはない新しいスポーツ競技、文化芸術活動の体験活動や新しいクラブの創設費用 ・各種目の専門コーチの雇用費用 ・地域クラブ活動を安全に行うための指導者講習会の開催費用 ・地域クラブ活動に必要な備品の購入費用 など ※目標金額未満だった場合も、本プロジェクトに活用 ※目標金額以上に集まった場合でも、本プロジェクトに関連する事業に活用</p>

(7) 地域クラブ活動を行う団体等の運営資金等の調達方法について

先進地の事例Ⅱ

長崎県長与町

実施事業	『部活動の地域移行』×『企業版ふるさと納税』 ◎企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）とは・・・ 地方公共団体が実施する地方創生のための取組に対して、当該地方公共団体以外に本社が所在する企業が1件10万円を下限として寄附を行った場合に、寄附額の最大約9割の軽減効果（法人関係税）が得られる制度
担当部署	〈部活動の地域移行〉 ・ 学校教育課 〈企業版ふるさと納税〉 ・ 政策企画課
背景	・ 長崎県長与町は、長崎市のベットタウンで人口約40,000人 ・ 子育て・教育・健康づくり・遊び心に力を入れている「みかんの町」 ・ 現在、全国的に進められている「部活動の地域移行」に先進的に取り組む ・ 国の目標に先駆け、令和5年度から土日の運動部活動は地域へ移行完了 ・ 令和3年度から県内自治体で唯一、国から「地域部活動推進事業」を受託 ・ 地域移行を契機とし、地域スポーツ活動を充実・発展 ・ 健康と地域コミュニティづくりを推進し、生涯活躍できる魅力あるまちづくりを推進
現状の課題	○これまでの部活動は教職員が指導を担っていたことで比較的廉価に運営が可能 → 地域（受け皿）で継続的・安定的にスポーツ機会を提供するためには、活動場所、用具、指導者の確保など、様々な面で今まで以上に一定の費用負担が生じる。 ○家庭の経済状況などに関わらず、子供たちが希望通りにスポーツに親しむ機会を確保するための支援が必要。
事業内容	《部活動の地域移行サステナブル・スポンサーを募集》 ○自治体による財政支援や受益者負担（参加費）だけでなく、地域スポーツの持続可能な運営に資する+αの取り組みとして企業の皆様からご支援をいただく。 ・ 寄附金は地域スポーツ活動の運営に必要なコストに活用 ・ 特に経済的な負担が難しい世帯への支援の一部へ活用 → 本支援金は奨学金的な運用を想定（寄附金などを原資とした積立金を準備し、支援対象世帯に貸付） → 資金が確保できれば、支援対象世帯が支援金相当分を返済することで、継続的な支援が可能

(8)

部活動の地域連携・地域
移行に係るロードマップ
について

(8) 部活動の地域連携・地域移行に係るロードマップについて

今年度実施内容：黄文字
変更箇所：朱文字

【R5～R9】大田原市部活動地域移行ロードマップⅠ

	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
部活動 地域移行		各中学校において休日部活動の1つ以上を地域移行 2中学校3部活動が移行 ・金田南中(サッカー部・ソフトボール部) ・黒羽中(ソフトボール部)		各校の実情に応じて、可能な部活動は平日も含めて順次進める	
部活動 地域展開			部活動地域展開について検討【改革実行期間6年間】(令和8～13年度)		
地域クラブ 推進協議会	2回開催	3回開催	3回開催	随時開催	
子供の ニーズ調査	小学生(4・5・6年)に対するスポーツ・文化活動調査(部活動入部意向含む) 小学校6年生に対する入部希望調査(毎年1月)				
実証事業		2中学校で実施 (若草中・金田北中)	実施予定 (6団体対象予定)		
運営団体 実施主体	運営団体・実施主体 の選考	運営団体・実施主体 との協議・意向確認	随時、連携にむけて団体との交渉		
		連携団体の目標数：5	連携団体の目標数：5(10)		
		地域クラブ活動団体登録・活動開始			
指導者確保		部活動指導員導入	部活動指導員拡充(継続実施)		
		市人材バンク設置 ・登録開始(12月)	地域クラブ活動指導者活動開始		
教職員の 兼職兼業		許可基準等検討・ 決定、意向調査 (那須地区共通)	希望する教職員の兼職兼業開始		

(8) 部活動の地域連携・地域移行に係るロードマップについて

今年度実施内容：黄文字
変更箇所：朱文字

【R5～R9】大田原市部活動地域移行ロードマップⅡ

	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
部活動・地域 クラブ活動 ガイドライン	国・県の 方針等策定	市部活動・地域クラブ 活動の在り方に関する 方針策定 (3月)	市部活動・地域クラブ活動の在り方に関する方針の見直し (随時)		
指導者 研修会		地域クラブの連携団体 対象の研修会	地域クラブ指導者等研修会の実施 (年2回程度)		
広報周知		市民対象：リーフレット作成、市HP活用等で周知			
		保護者・生徒対象：新入生説明会、学校HP等で周知			
部活動の 適正設置	8中学校長調整会議の実施 (随時実施)		拠点校部活動の周知・開始 (広報周知の推進)		
各競技にお ける合同練 習会の実施		種目別合同練習会の実施 (小・中、小・小)	地域クラブとして運営・実施が可能な団体との連携		
受益者負担 軽減策協議		地域クラブ協議会・調整会議等にて検討			
施設活用		教育部内等における 条件整備等	施設の減免対象等の 検討及び方針策定	条件に応じた活用開始	

(9)

その他

